

社会福祉法人マーシ園職員倫理綱領

第1条 人生の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりがかげがいのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。

第2条 人権の擁護

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許しません。

第3条 個性、主体性の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。

第4条 社会参加の促進

私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。

第5条 財産とプライバシーの保護

私たちは、利用者の財産を守り、それらの権利が侵されることを防ぎます。また、利用者のプライバシーの保護に配慮します。

第6条 生活環境の整備

私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境の整備に努めます。

第7条 豊かな地域社会へ

私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに沿った支援を心がけます。

第8条 職員として

私たちは、福祉施設職員として専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、人間的成長に努めます。